

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和6年第2回南部水道企業団議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番神谷秀明議員、2番上原勝彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。1. 理事会について。令和6年6月11日(火)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。各付議事項については、次のとおりとなっております。

報告事項として、1番目に管理職の人事異動について。2番目に入札結果について。3番目に第66回水道週間の取組みについて。

付議事項といたしましては、1番目に、報告第1号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計予

算繰越計算書の報告、2番目に議案第7号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定についてでございます。

2. 入札結果について。1番目、令和6年～9年度水質検査業務、2,642万2,000円で一般財団法人沖縄県環境科学センターが落札しております。

2番目、新規量水器購入、217万3,149円で高千穂産業株式会社が落札しております。

3番目、水道事業再評価業務、1,320万円で株式会社日水コン沖縄事務所が落札しております。

次のページをお願いします。4番目、給水装置工事業務731万5,000円で株式会社碧さんが落札でございます。

5番目、配水管布設工事（R6-1）、3,517万8,000円で有限会社まるや開発さんが落札でございます。

6番目、配水管布設工事（R6-2工区）、5,042万6,420円で米元建設工業株式会社が落札でございます。

3. 第66回水道週間の取組みについて。令和6年6月1日から7日までの1週間、「たいせつに みずはみんなの たからもの」の水道週間スローガンのもと、全国の水道事業体等で様々な取組みが行われました。当企業団におきましても、給水区域内の町民の皆様に水道に対する理解と関心を高めてもらうことを目的に、下記の広報及び行事を実施しております。

【水道読本の寄贈】

生活に欠かせない水資源について楽しく学習することを目的とし、両町の小学校4年生全員に授業の副読本を配布しております。

【水道週間のぼり、立て看板及び懸垂幕等の設置】

南風原町役場、八重瀬町役場、企業団庁舎及び摩文仁浄水場に設置をいたしました。

次のページをお願いします。【水道施設見学バスツアー】を行いました。6月2日でございます。見学先は、慶座地下ダム施設、摩文仁浄水場、倉敷ダム、県石川浄水場でございます。22名の参加がございました。

続きまして、次のページをお願いします。【小中学生図画コンクール】を行いました。20点の応募があり、企業長賞3点、優秀賞5点、入賞7点を選出しております。以上が諸般の報告になります。

○議長 神谷信夫君

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、一般質問の方をさせていただきたいと思います。私の議会質問は、これまで給与問題をはじめ、町民の皆さんから寄せられる声を代弁しつつ、その全容について議事録を通してお知らせをさせていただいております。

この間、執行部の皆さんとは見解の相違はあるものの、真摯に応えて頂いたことを評価しております。

しかしながら、水道行政への信頼、そしてまた理解はまだ得られていないと感じます。議事録を読まれている方々に理解できるような答弁を期待しております。

それでは、前回に引き続き質問をいたします。一問一答をお願いします。

大きい1. 南部水道企業団における水道行政の優位性を示せ。(1) 南風原町と八重瀬町それぞれが水道事業を単独で運営するより、現在の南部水道企業団として広域運営する優位性を金額または施設、客観的な数値で示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。当企業団は、広域的な施設運営を行うことで、単独で水道事業を経営するより効率的な施設の構築・運営ができていると考えております。また、行政区域にこだわることなく施設整備することで、より災害・事故などに強い水道施設が構築されます。

水道料金の件ですが、家事用及び営業用の水道料金では、1カ月当たり20m³を使用する条件で近隣市町と比較すると、当企業団は1番目に安価な事業体となっております。

家事用といたしまして、企業団は3,484円、糸満市が3,550円、南城市が3,599円、豊見城市が3,762円、与那原町が3,977円になります。

営業用にいたっては、企業団が家事用と同じく3,484円、南城市が4,856円、糸満市が4,891円、与那原町が4,967円、豊見城市が5,115円となります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。今回、水道料金で数値を示していただきました。非常にわかりやすい数値だというふうに評価して町民の皆さんに伝えたいと思います。

前回の議会の一般質問の答弁の中で、南部水道企業団の前身である「東部上水道組合設立」設立時が1962年ですけれども、それ以外の状況、またこれまでの経緯を説明していただきました。また、それによって得られている恩恵については理解しているところです。

一方でそこから62年が経過し、現在は自己水についても八重瀬町でしか扱われておらず、また収入・支出、管路や施設の財産、また事業実施において、客観的に優位性を示す指標がないというふうに感じました。

水源をもつ八重瀬町の町民が、人口や使用水量の多い南風原町を支えているという声に対して反論できる内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団は創設から現在に至るまで、関係町の行政区域にこだわることなく水道事業を構築・営業してきていることから、どちらの町が支えている、支えられているとかでなく、両町の町民及び需要者に支えられ、企業団の事業運営が成り立っていると考えております。

なお、当企業団においては、自己水源を有しておりますので、それを有効活用して受水費が抑えられているということになっているところです。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

答弁の中で水源についても触れていただきました。視点を変えますけれども、県内で水道行政を共同で現在行っているのは南部水道企業団のみであります。沖縄県内では、他に水源をもつ市町村はいくつぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

県内で簡易水道事業を行っているところ、給水人口が5,000人未満ですけれども、それを除いたところと言いますと、水源を有している事業体は、名護市、本部町、今帰仁村、宜野座村、金武町、久米島町、宮古島市、石垣市となります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

市町村名を挙げていただきました。そういった中で、なぜ県内市町村では他にも水源をもつ市町村がある中で、南風原町と八重瀬町が単独運営になっている。その他市町村と比較した場合の状況について把握しているか教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

他市町村の状況は把握しておりません。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

次に、職員の比率や、職員当たりの給水人口について、前回確認をさせていただきました。そういった中で、共同で運営しているわけですから、企業長の人選や職員採用についても今後も地域バランスを考慮してほしいというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

職員採用につきましては、県内及び県外の方を対象としているため、関係町の地域バランスを考慮して職員採用することはできないものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

次回以降に答弁についてはまた掘り下げていきたいと思えます。今後ますます水道行政の需要は高まり、水道料金の値上げや広域化へも対応しないといけないと思えます。何らかの形で、南部水道企業団の優位性を担保してほしい、また両町に説明できるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団の優位性を確保し健全な経営に努めてまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

次に(2)にいききたいと思えます。前回施設について比較が示されました。管路については面積や土地の形状から八重瀬町が長いということが推測されるというような答弁をいただきました。それらについて両町を比較する方法がないかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

当企業団は、関係する構成団体の水道事業を広域的に経営することを基本に設立していることから関係町別に区分管理していないため、両町を比較するための資料は作成しておりません。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま管路、面積、財産諸々、両町では比較している資料がないというふうに答弁をいただきました。

前回の質問では、この事業の支出についても確認をさせていただきました。また、いま申し上げたように管路や施設については、それぞれの町別に管理しているわけではなく、また事業支出についても必要性に応じて整備されているというふうに理解しています。

その一方で給水面積が地形の起伏等で八重瀬町の管路が長いと推測するというような答弁もいただきました。その視点から言うと、施設や管路の面で、南風原町民が八重瀬町を支えているという声もありますが、それについて反論があればお答えいただきたいと思えます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団の給水区域である八重瀬町は、水道施設が多く点在していることから南風原町に比べて維持管理費がかかっているものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

これまでの答弁を踏まえて、前回も少し触れましたけれども、今後も管路や施設の老朽化、また施設の新設などには懸念の声が寄せられています。

その一方で400kmにも及び、減価償却含め資産価値などの全ての把握は難しいにせよ、そういった視点でいけば、両町での管路延長や更新すべき割合など、経年的、要するにいままでのものはできなくても、これからのものについては示していくべきではないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。関係町別に区分管理していないため、お答えすることができませんが、事業全体に関する情報の提供に努めてまいります。

○議長 神谷信夫君 4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

休憩をお願いします。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩 10時21分

再開 10時22分

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

基本的に先程から申し上げているとおり、企業団は両町の水道事業を行うところでございますので、それを区分するという必要はございませんので、そういうことは作業として行う予定はございません。

○議長 神谷信夫君 4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

私がいま言っているのは、これまでのものはやむを得ないと思うんですけども、これからについては、いま両町からそういう懸念の声があるので、少し検討とか考えられるんじゃないかという提案ですけども、いま必要ないというふうにおっしゃっていますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

特別に南風原町、八重瀬町と区分して管理するとか、そういう資料を作るというのは、必要がな

い状況では作成しかねるというところがございますが、しかし、全体を通して南風原町の状況、八重瀬町の状況がわかる資料は積極的に公表していきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

詳しくは次回以降やりますけれども、ぜひ両町民の声には応えるという姿勢はしっかり担保していただきたいと思います。

次に3番目にきたいと思います。平成20年4月に南城市が南部水道企業団から離脱をしました。どのような協議がなされ、具体的に施設や財産についてどのように処理をされたか教えていただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。南城市脱退については、地方自治法第286条、第289条及び第290条の規定に基づいて、規約の変更及び財産の処分がされております。

なお、事務手続きの流れとしましては、事務レベル協議、これは企業団と南城市上下水道部で行っております。それに続きまして、関係市町協議で規約及び財産処分(案)が取りまとめられて、その後関係市町議会で議決され、県知事の許可を得て処理されております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

具体的にということでお聞きをしております。手続きの流れ、また関係法令などは理解しますが、聞いている町民、議事録を読む町民の皆さんに説明するときに、実際の財産、管路ですとか、施設ですとか、職員とか、預貯金諸々あると思いますけれども、私は所在している市町村の下に例えば町域とか、そういったところで分けたのかなというふうに思いますけれども、そのあたり説明が多岐に渡るのかなと思いますけれども、大まかに言ってどのように分けたんですか。先程の繰り返しの質問の中では、4町ごとに分けられてはいないと、把握をしていないという財産をいま分けたという事例なわけですから、そのあたりについて、少し補足して説明をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

大里村が脱退ということで、その作業につきまして、脱退の財産処分については、固定資産の購入代金、企業債繰上償還負担金、企業債未償還金元金、企業債未償還利息、職員の引継ぎ、その他負担金などが処理されております。

先程分けてないということございましたけれども、それを分けるのに2年を有したというふうに伺っております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

業務的には多岐に渡っただろうというふうに推測されます。いま2年を要したという答弁もいただきました。

しかしながら、2年という期間これからかけるかということは、私は提案しておりませんが、いま分けられないとずっと繰り返し言ってきたことを分けた実績があるということを示しているわけです。

そういったところでは想定すると、いろんな財産を合算して、例えば給水人口とか、面積で分ける、そういった理解だと私は思いますけれども、そのような考え方でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

その財産の分け方については、各々その時期は1市2町でやっていたんですが、その給水収益、割合で財産の比率を算出して割っていくという形を取っております。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

私も私に託されている町民に応えている形ですので、そういう理解でお願いしたいと思います。

わかりやすく言うと、財産もそれぞれにあるわけです。分ける、分けられる管理はしてないけども、実際、分けた実績はある。そういう理解を私はしているわけです。今回、そのことを答弁していただいたというふうに理解しますけれども、そのような理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

財産につきましても、それぞれ両町で持っているわけではございませんで、そのときは分ける必要が生じたので分けたという認識です。いまは分ける必要性はないので、その作業はしてないということでございます。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩 10時28分

再開 10時28分

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

当時は分ける必要が生じたので分けたというふうに理解しています。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いろいろ僕も町民の皆さんに説明がなかなか難しいですね。ですので、いまいろんな視点で質問してくる皆さんの意見を拾って、僕なりにかみ砕いて質問して、そして後日、議事録もいま公開

していただいていますので、それを見ていろんな声を拾いながら説明に代えているという状況ですので、今後少しずつ掘り下げながら両町民に納得いただける、そして信頼していただけるような水道行政を共に目指していけたらと思いますので、今後ともご協力の方をよろしくお願いして質問を終わります。以上です。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

日程第 5. 報告第 1 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

○議長 神谷信夫君

日程第 5. 報告第 1 号・令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

企業長より報告を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第 1 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により、令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告します。

令和 6 年 7 月 2 日提出

南部水道企業団企業長 金城 政 光

内容は、経営課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方から繰越計算書の報告をさせていただきます。令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の建設改良費の繰越については、省令第 47 条で定められた様式にまとめましたので、読み上げて報告します。

第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、建設改良費 4 件で 3,599 万 5,000 円でございます。4 件の内容につきましては、上段の方から工事に伴うもので道路事業者との工期、工程の協議において繰り越すこととなったものです。

下の 2 段につきましては、新川配水池隣接地管理道路等の用地取得に伴う分筆測量についての地権者との交渉、いろいろ法的な手続きで繰り越すこととなったものです。4 件で先程報告しました

が、3,599万5,000円となります。

次のページをお開きをお願いします。この方は、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額、第1款水道事業費用、第1項営業費用2件で499万円になります。下の方は、第1款資本的支出、第1項建設改良費1件で133万円、3件合計で632万円になります。

個別の説明については、説明の欄に記載していますので、割愛させていただきます。以上で、予算繰越計算書の内容についてのご報告を終わります。

○議長 神谷信夫君

これで、令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

日程第6．議案第7号

水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について

○議長 神谷信夫君

日程第6．議案第7号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第7号

水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について

南部水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和47年条例第1号)第6条の規定に基づき、議会の議決を要するため、別紙のとおり提出する。

令和6年7月2日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

提案理由、水道管漏水事故による被害者に対する損害賠償の額を決定したいので提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

私の方から内容の説明をさせていただきます。表紙の次のページをお開き下さい。

水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について。

水道管漏水事故について、次のように損害賠償の額を定める。1、賠償額208万12円。場所の方が南風原町字照屋290番地の2。被害者は大城氏ということになっております。

事故の概要としては、令和5年9月21日午前11時頃、南風原町字照屋290-2地先(県道82号線)において企業団の所有する水道管から漏水があり、被害者住宅の壁面及び屋根の一部を傷付けた。

次、事故の状況としては、南風原町字照屋 2 9 0－2 地先に布設されているダクトイル鋳鉄管 2 0 0 ミリメートル、昭和 5 1 年布設のものなんですけれども、その管から漏水により被害者宅に路盤材が飛散したことで住宅の壁面及び屋根塗装面に傷を付けたということになります。

事故の原因としては、ダクトイル鋳鉄管が布設 4 7 年経過している鋳鉄管であって、腐食等による原因の漏水ということになっています。

賠償額が先程言ったように壁面、屋根の塗装工事費という形で 208 万 12 円の賠償額となります。説明の方は以上です。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか、4 番 照屋仁士議員。

○4 番 照屋仁士君

今回の賠償で全部ですか、また様々な損害が発生してしまったわけですけど、当事者との円満な和解と言いますか、その辺りがどうなっていますか。

また、今後こういったことを想定された場合の対応とか、対策とかというのはどのように考えていますか、その 3 点をお願いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

今後の対応といたしましては、老朽管がいま 1 4 k m ほどあるというふうに聞いています。これは全国的に水道事業体が抱えている問題ではございますけれども、早めに更新していけるように努力してまいります。

○議長 神谷信夫君 工務課長。

○工務課長

まず、被害者の大城さんとは円満にお話させていただいています。漏水が発生した老朽管については漏水調査を行います。第 3 点の老朽管については、令和 7 年度より布設替工事を行います。以上です。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩 1 0 時 3 9 分

再開 1 0 時 3 9 分

再開します。

○議長 神谷信夫君 工務課長。

○工務課長

.....

○議長 神谷信夫君 4 番 照屋仁士議員。

○４番 照屋仁士君

漏水も絶対ないとは言いませんし、予防するということは結構限度もあるのかなと思います。今後も想定されるわけですから、当然できる対応はしっかり前倒しでやっていただいて、万が一、起こった際にもぜひとも丁寧な対応で今後とも対応していただければというふうに思います。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第７号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定については、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第３９条の規定により、令和６年第２回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定致しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年度第２回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号１番）神谷 秀明

署名議員（議席番号２番）上原 勝彦